

令和5年度大阪府私立高等学校等教育振興補助金の各事業概要および補助要件について

(1) 共通事項

(補助要件)

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの取組に係る経費であること。

(2) 次世代を担う人材育成の促進事業

グローバル人材の育成のための英語教育の強化

国際交流の推進

数理・データサイエンス・AI教育等の推進等

(補助要件)

次のいずれの要件も満たすこと。

- ①教科担任の他に、専門性に特化した外部講師（ネイティブ・スピーカー等）を活用する等、教育の質の充実に資する取組であること。
- ②原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。

(3) ICT 教育環境の整備推進事業

情報通信技術活用支援員の配置

ICT を活用した教育環境の構築

(補助要件)

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①情報通信技術活用支援員の配置の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の活用実績があること。
- ②ICT を活用した教育環境の構築の場合は、次のうち2つ以上取り組むこと。
 - ・児童生徒が授業で使用する、ICT 教育設備の保守・管理の外部委託またはICT 教育設備のリース契約（1人1台端末の整備を除く）
 - ・フィルタリングソフトやMDM（Mobile Device Management）等の管理ツールの導入
 - ・校務支援システムの導入
 - ・全ての教職員（休業中の者を除く）の半数以上を対象としたICT リテラシー研修等の実施（年2回以上開催）
- ③児童生徒1人1台端末の整備を目的とした端末のリース契約

(4) 教育相談体制の整備事業

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用
不登校の生徒等の教育機会についての支援等

(補助要件)

次のいずれの要件も満たすこと。

- ①有資格者（公認心理士、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）を活用した取組であること。
- ②契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月2回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて、随時活用することができる場合は除く。

(5) 特別支援教育に係る活動の充実事業

専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講
特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート
特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用等

(補助要件)

取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。

ただし、幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校の取組は除く。

- ①助言や研修の場合は、原則として、全ての教職員を対象に年2回以上の取組があること。
- ②支援体制の構築の場合は、契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月1回以上の活用実績があること。ただし、学校に常駐する等、児童生徒等の希望に応じて随時活用することができる場合は除く。
- ③教材等の活用の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。